

寄付金控除（税制上の優遇措置）について

公益財団法人 日本醸造協会へのご寄付は、特定公益増進法人への寄付として、税制上の優遇措置を受けることができます。

個人の場合

1 所得税の控除

所得税の控除は、「税額控除制度」か「所得控除制度」のどちらかを、確定申告の際に、選びます。

(1) 税額控除制度

「税額控除制度」は、所得税額から直接控除されるもので、寄附金額が年間 2,000 円を超える場合、その超えた金額の 40%相当額が、当該年の所得税額から控除されます。

$$\text{（寄付金額} - 2,000 \text{円）} \times 0.4 \text{（40\%）} = \text{税額控除額}$$

注) 1 控除寄付金額は、その年の総所得金額の 40%が上限です。

2 所得税控除額は、その年の所得税の 25%が上限です。

(2) 所得控除制度

「所得控除制度」は、当協会への寄付金額から 2,000 円を控除した額が、当該年の課税所得から控除されます。

$$\text{寄付金額} - 2,000 \text{円} = \text{所得控除額}$$

注) 控除寄付金額は、その年の総所得金額の 40%が上限です。

(3) 免税手続

年間 2,000 円を超える寄付金は、翌年の確定申告時に手続きします。「寄付金領収書」と「税額控除に係る証明書（写）」あるいは「特定公益増進法人の証明書（写）」を添付して確定申告することで、所得税の減免措置が受けられます。

2 住民税の控除

個人住民税は、都道府県・市町村が条例で指定していれば、確定申告により寄付金税額控除の適用が受けられます。なお、お手数ですが指定状況はお住まいの市町村の税務担当課にお問い合わせください。

$$\text{（寄付金額} - 2,000 \text{円）} \times \text{控除率} = \text{税額控除額}$$

注) 1 控除寄付金額は、その年の総所得金額の 30%が上限です。

2 控除率は、都道府県指定 4%、市町村指定 6%、双方指定が 10%

法人の場合

1 特定公益増進法人に対する寄付金

一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、同額を限度として当該事業年度の損金に算入できます。損金算入には、「寄付金領収書」と「特定公益増進法人の証明書（写）」が必要です。